

第1章

鳥獣被害防止 特別措置法

1-1 | 鳥獣被害防止特別措置法の概要

1 目的

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特別措置法」という。）は、鳥獣による農林水産業等に係る被害状況を踏まえ、被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、平成19（2007）年12月に制定されました。

2 内容

鳥獣被害防止特別措置法は、農林水産大臣が「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、この基本指針に則して、市町村が「被害防止計画」を作成することにより、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、被害防止のための総合的な取組を主体的に行い、国等は被害防止計画を作成した市町村に対して各種支援措置を講ずることが、基本的な内容となっています。

3 主な支援措置等

●鳥獣被害防止総合対策交付金

野生鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため、国は、市町村が作成した被害防止計画に基づく、捕獲等の強化やジビエの利用拡大に向けた取組等について、「鳥獣被害防止総合対策交付金」により、総合的に支援しています（40ページに詳述）。

●特別交付税措置

市町村が負担する鳥獣被害防止に係る経費については、特別交付税が措置されており、被害防止計画に基づいて行われる駆除等に要する経費については交付率が「8割」、被害防止計画に基づかず行われる駆除等に要する経費等については交付率が「5割」となっています。

また、令和4（2022）年度から都道府県が行う広域捕獲活動（被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲）等において負担する経費についても、特別交付税が措置されることとなりました。広域捕獲活動に要する経費については交付率が「8割」、広域捕獲活動のための人材育成等に要する経費については交付率が「5割」となっています。

鳥獣被害防止対策に係る特別交付税の対象経費

	対象経費	具体的な内容
市町村に対する特別交付税措置	駆除等経費 (交付率 8 割)	柵（防護柵、電気柵等）、罟・檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
	広報費 (交付率 5 割)	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
	調査・研究費 (交付率 5 割)	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費
都道府県に対する特別交付税措置 (令和 4 年度から)	広域捕獲活動経費 (交付率 8 割)	罟・檻・移動箱等の購入・設置費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送経費・処分経費（焼却費等）、猟友会等に駆除を委託した場合の経費等
	人材育成等経費 (交付率 5 割)	広域捕獲に資する人材育成活動に要する経費、新技術実証、普及活動に要する経費、鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費等

(注1) 被害防止計画を作成していない場合、「駆除等経費」の交付率は5割

(注2) 都道府県に対する特別交付税は、国庫補助額と同額の地方負担を上限として措置

(注3) 都道府県に対する特別交付税は、普通交付税で措置されている経費（都道府県から市町村への補助金等）は対象外

● 捕獲許可権限の委譲

鳥獣保護管理法では、「狩猟」と「許可捕獲」を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止されています。許可捕獲の許可権限は、一部を除き、都道府県知事が有していますが、市町村が希望する場合、市町村長に許可権限を委譲することができます。

● 銃刀法に基づく技能講習の免除

鳥獣被害防止特別措置法において、猟銃を用いて捕獲を行っている者に対して「銃砲刀剣類所持等取締法」（昭和 33 年 3 月 10 日法律第 6 号。以下「銃刀法」という。）に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除する措置が講じられています。

この措置では、一定の要件を満たす鳥獣被害対策実施隊員（7 ページに詳述）は「当分の間」、鳥獣被害対策実施隊員以外の者で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については「平成 33（2021）年 12 月 3 日までの間」、銃刀法に基づく技能講習が免除となっていました、令和 3（2021）年の鳥獣被害防止特別措置法の改正により、後者の免除期限が「令和 9（2027）年 4 月 15 日までの間」とされ、約 5 年 4 ヶ月間延長されました。

4 鳥獣被害防止特措法の改正

鳥獣被害防止特別措置法は、鳥獣被害対策の担い手の確保、捕獲等の一層の推進及び捕獲鳥獣の利活用の推進等を図り、鳥獣被害防止のための施策を効果的に推進するため、累次にわたって改正されています。令和3(2021)年9月に施行された改正鳥獣被害防止特別措置法においては、銃刀法に基づく技能講習の免除期限の延長に加え、都道府県が行う広域捕獲、新技術の成果の普及、人材育成の充実強化及び捕獲鳥獣の有効利用など、多岐に渡る項目の改正が行われました。

●都道府県が行う広域捕獲

シカやイノシシは、都府県や市町村を跨いで移動し、被害を及ぼすため、都府県や市町村を跨ぐ場所での捕獲など、広域的な取組が重要であることから、都道府県が行う広域捕獲の措置について明記され、同措置に要する費用に対して国が必要な財政上の措置を講ずることが規定されました。

●ICT等の新技術活用

ICT等の新技術を活用した鳥獣被害対策としては、センサーカメラやドローンを活用した野生鳥獣の生息・被害状況調査、遠隔監視・操作システムや捕獲通知システムを活用したオリやワナでの捕獲といった技術があり、これらを組み合わせることで、捕獲効率の向上や見回り等の労力の軽減が図られることから、国等が、捕獲等の技術の高度化等のため、新技術の成果の普及を行うことが規定されました。

●人材育成の充実強化

銃猟免許所持者の減少や狩猟者や農林漁業者の高齢化が進み、鳥獣被害対策の新たな担い手が求められる中、鳥獣の捕獲等について、専門的な知識経験を有する者の果たす役割は非常に大きいことから、人材育成の充実強化について明記されました。

●捕獲鳥獣の適正処理・有効利用

捕獲した鳥獣を適正に処理するため、国等が、効率的な処理方法に関する情報の収集・提供等の措置を講ずることが明記されました。また、捕獲鳥獣の有効利用の観点から、ペットフードや動物園でのエサ(と体給餌)、皮革、その他用途(油脂、骨、角)としての利用や、加工、流通及び販売における衛生管理の高度化の促進など、捕獲鳥獣の有効利用のための措置について明記されました。

1-2 野生鳥獣による農作物被害の状況

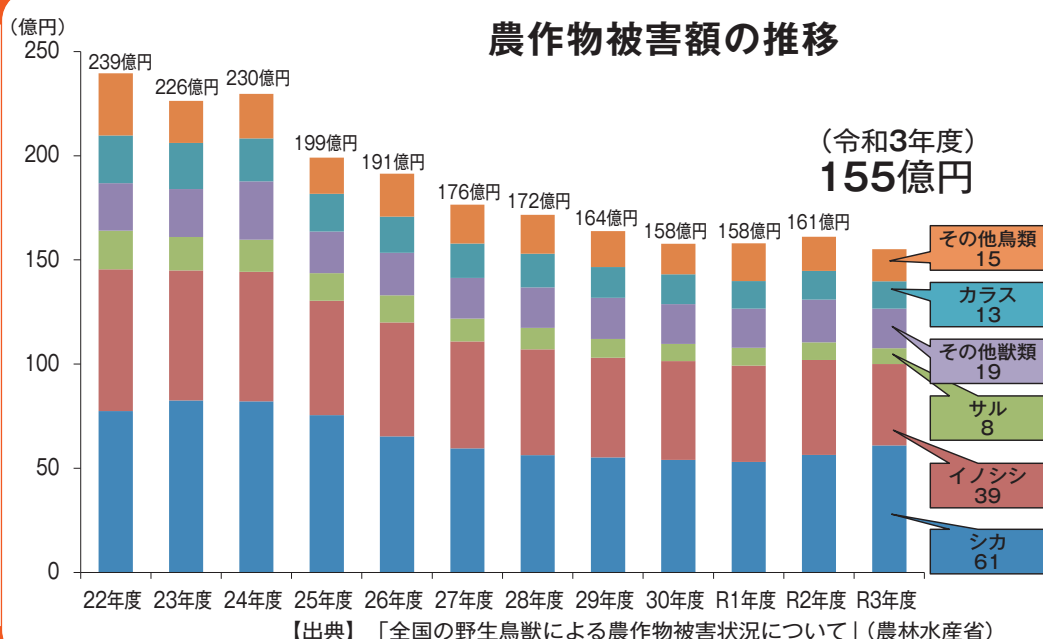
1 野生鳥獣による農作物被害の推移

全国における野生鳥獣による農作物への被害金額については、平成22(2010)年度(239億円)をピークに減少傾向で推移しており、令和3(2021)年度の被害金額は155億円となっています。このうち、シカ、イノシシ、サルの3獣種による被害が全体の約7割(108億円)を占めています。

また、鳥類による農作物被害は、国外から飛来する渡り鳥であるカモや、国内を季節移動(渡り)するヒヨドリ等の飛来により局所的に被害が発生することがあり、年単位で変動があるものの、近年は30億円程度で推移しています。

農作物への被害金額は、食害等の被害を受けた場合の経済的被害額が計上されていますが、これ以外にも農業者の営農意欲の減退や、被害に伴う意欲の低下が耕作放棄地の発生の一因となるなど、被害金額として数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしています。

野生鳥獣による被害は、農林水産業にとどまらず、例えば、市街地や農業現場へのクマの出没による人身被害や、アライグマによる家屋侵入等の生活環境被害や生態系への影響などが問題となっています。



農作物被害



森林被害



クマによるコンポストの被害



アライグマによる侵入場所の破壊被害

1-3 「集中捕獲キャンペーン」の実施

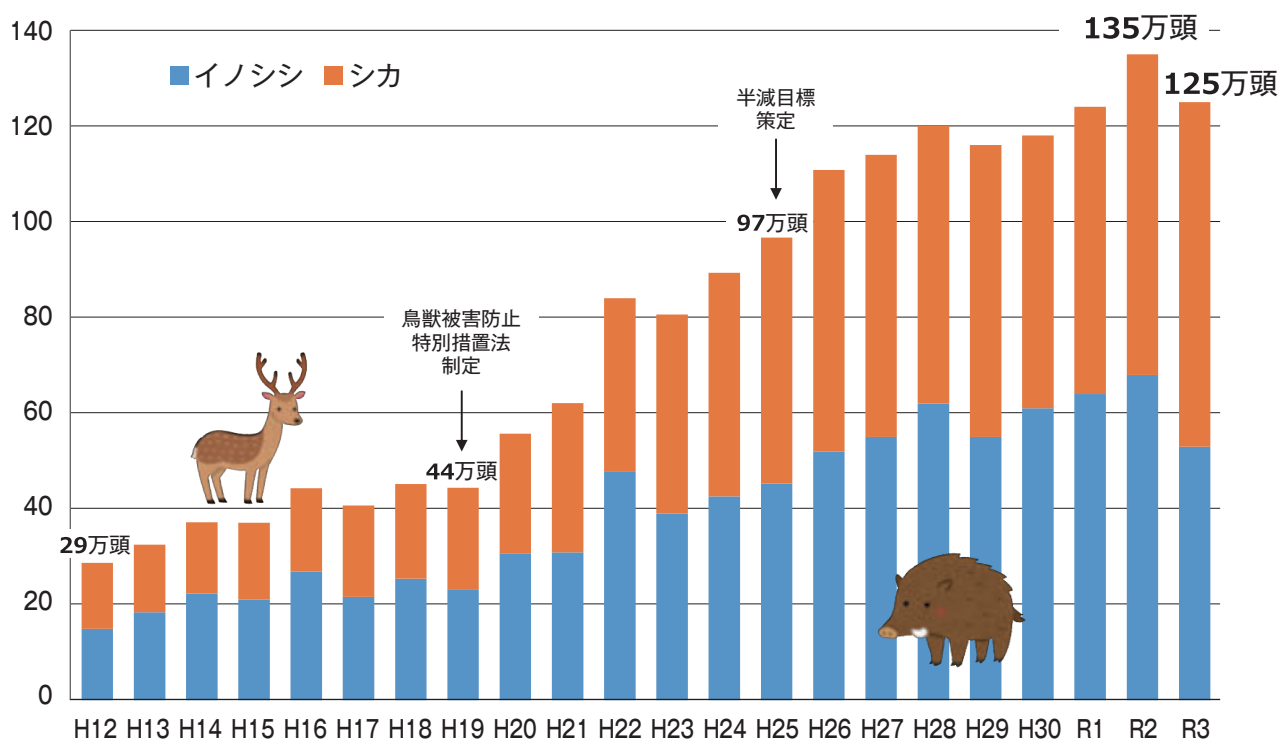
1 近年の捕獲強化対策と「集中捕獲キャンペーン」の実施

鳥獣被害防止特別措置法の制定後、シカ及びイノシシの捕獲数は年々増加していましたが、特にシカ及びイノシシにおいて、急速な個体数増加や生息域の拡大が起き、生態系や農林業に深刻な被害を及ぼしていたことから、平成25(2013)年12月に、環境省と農林水産省で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を策定し、当面の捕獲目標として、シカ及びイノシシの生息頭数の半減を目指すこととしました。この半減目標の達成に向けた捕獲強化対策等により、平成28(2016)年度以降の捕獲数は、120万頭前後で推移し、15年間で約2～3倍に増加しました。

また、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度は、更なる捕獲強化対策として「集中捕獲キャンペーン」を全国で実施し、令和2(2020)年度は約135万頭、令和3(2021)年度は約125万頭のシカ及びイノシシを捕獲し、半減目標の達成に向けた取組を進めました。

シカ、イノシシの捕獲頭数の推移

【出典】「捕獲数及び被害等の状況等」(環境省)に基づき農林水産省で作成

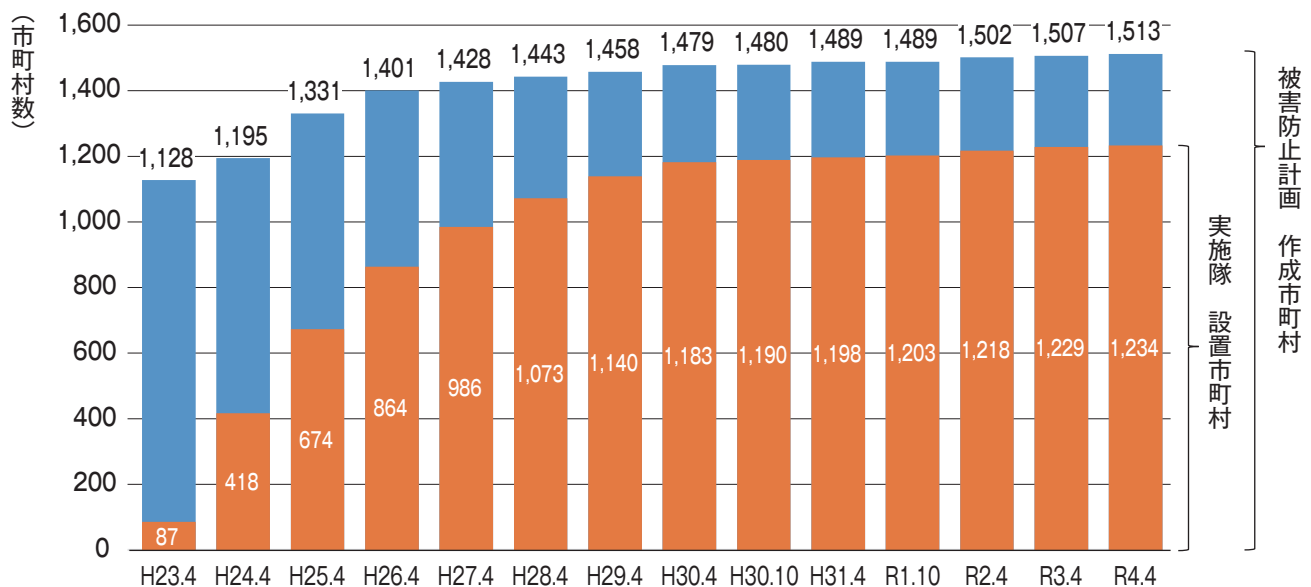


1-4 鳥獣被害対策実施隊

鳥獣被害防止特別措置法に基づき、市町村は、被害防止計画に基づく捕獲や侵入防止柵の設置といった活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」（以下「実施隊」という。）を設置することができ、令和4（2022）年4月現在、1,234市町村において実施隊が設置されています。

実施隊の設置により、実施隊員や市町村は優遇措置を受けることができるほか、鳥獣被害防止総合対策交付金において、実施隊が中心となって行われる活動について、交付上限額の嵩上げ等の措置を講じています。

被害防止計画作成市町村数及び実施隊設置市町村数の推移



※全国の市町村数は1,741 うち鳥獣による農作物被害が認められる市町村数は約1,500

1 実施隊員の構成

実施隊員は、市町村長が「市町村職員から指名する者」又は「被害防止対策に積極的に取り組むことが見込まれる者から任命する者」から構成されます。民間（市町村職員以外）の実施隊員は、非常勤の公務員となり、公務として被害対策に従事します。

2 実施隊の設置に係る手続き

実施隊の設置にあたっては、①市町村長が隊員を任命又は指名し、②実施隊員の報酬や補償措置を条例で定める必要があります。

3 実施隊員への優遇措置

実施隊員は、銃刀法に基づく技能講習の免除、狩猟税の免除などの優遇措置を受けることができます。

① 銃刀法に基づく技能講習の免除

一定の要件(※)を満たす実施隊員については、銃刀法に基づく猟銃所持許可の更新等の申請に際して、技能講習が免除されます。

(※)「一定の要件」とは、

ア) 申請日前1年以内に実施隊員として、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加したこと。

イ) 申請日前3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。

のいずれにも該当する場合を指します。

② 狩猟税の免除

実施隊員のうち、主として捕獲に従事することが見込まれる者として市町村長により指名又は任命された者(対象鳥獣捕獲員)は、狩猟税が非課税となります。

③ 公務災害の適用

実施隊員のうち、民間の隊員は非常勤の公務員となるため、被害対策上の災害に対する補償を受けることができます。

④ ライフル銃の所持許可の特例

実施隊員は、継続して10年以上猟銃の所持許可がなくても、銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象になり得ます。

なお、①、②及び④については、実施隊員以外であっても、市町村が作成する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者であれば、その対象になり得ます。

1-5 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度

農林水産省では、地域における農作物の被害防止対策を的確かつ効率的に実施するために、野生鳥獣による農作物の被害防止対策に関する専門的な知識と経験を有する者を、「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）として登録し、地域の要請に応じて、必要な指導や助言等を行う制度を設けています。

1 アドバイスの内容

アドバイザーが行う助言等の内容は以下のとおりです。

（すべての事項を義務付けるものではなく、具体的な内容は当事者間の調整になります）

- ① 地域における被害防止対策の体制整備
- ② 地域における被害防止計画の策定
- ③ 侵入防止柵等の被害防止施設の整備
- ④ 野生鳥獣の被害を軽減する営農・農林地管理技術
- ⑤ 地域における被害防止対策の担い手の育成
- ⑥ その他野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

2 アドバイザー利用の手続き

手続き①

アドバイザーに助言等を依頼しようとする者（以下「利用者」という。）は、農林水産省のホームページ等において公表された情報から、アドバイザーを選択し、農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室または、地方農政局農村振興部農村環境課に希望するアドバイザーの連絡先を照会します。

手続き②

利用者は、直接、連絡先の提供を受けたアドバイザーに連絡し、依頼する助言等の内容や経費負担について調整します。

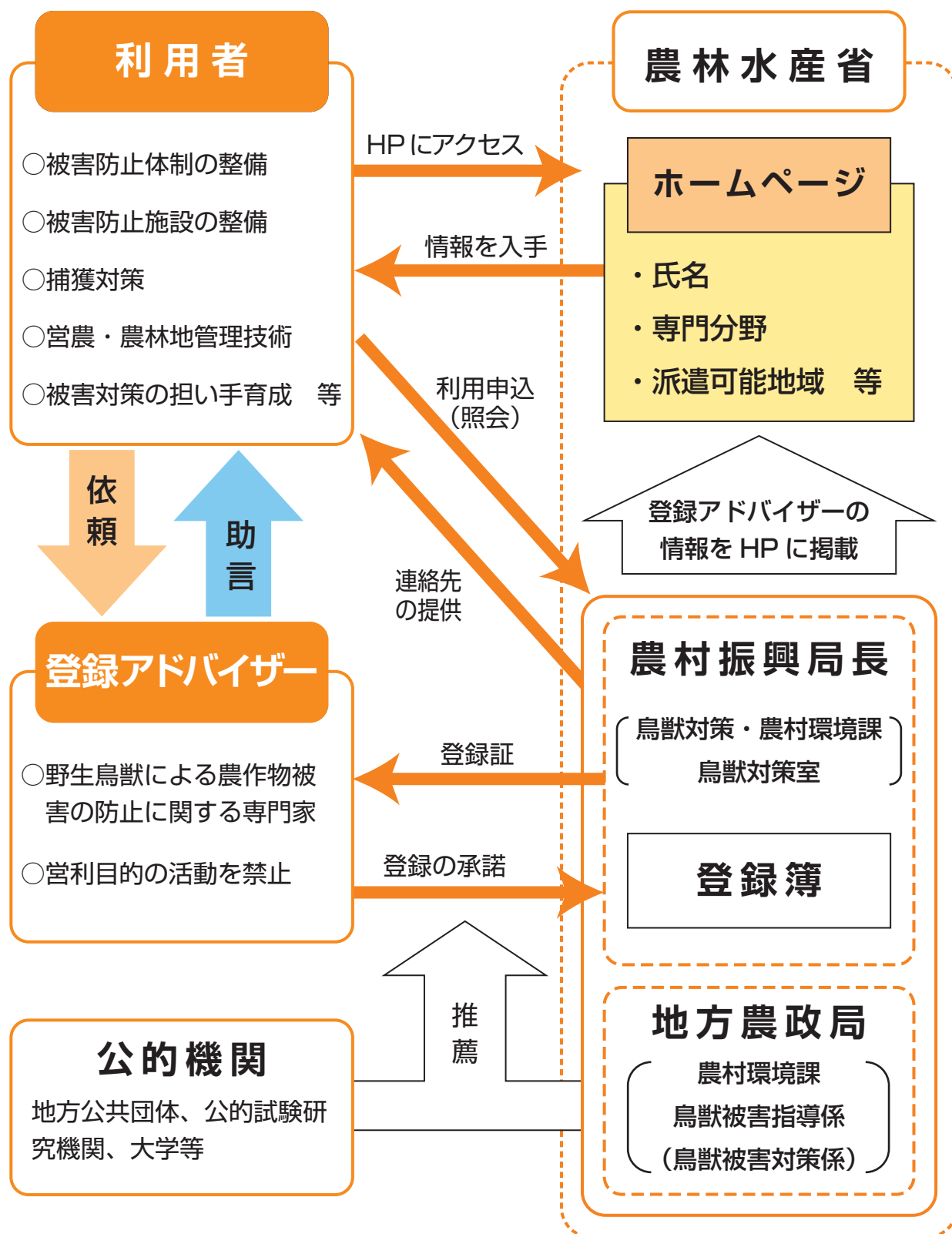
手続き③

利用者からアドバイザーに対して支払われる経費については、交通費、滞在費等に係る実費相当額を基本とし、あらかじめ双方が合意した額とします。

手続き④

依頼した助言等の活動に関して、データ収集等の調査が必要な場合には、利用者は当該調査の実施に積極的に協力してください。

アドバイザー登録・利用の流れ



Q：令和3年度の鳥獣被害防止特別措置法の改正趣旨や概要を教えてください。

A：農作物被害は平成22(2010)年度をピークに減少傾向にありますが、依然として高水準で推移しています。また、鳥獣の捕獲者の高齢化が進んでいます。

捕獲した鳥獣の有効利用については、近年、着実に利用が進んでいますが、捕獲した個体を有効に活用するため、更なる取組の推進が必要となります。

このような状況を踏まえ、被害防止対策をより一層効果的に推進するため、鳥獣の捕獲等の強化や、鳥獣の適正な処理・有効利用を更に推し進めるとともに、人材育成の充実強化を図るため、令和3(2021)年6月、議員立法により鳥獣被害防止特別措置法の一部を改正する法律が成立しました。

今回の改正では、

- ① 実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者について、銃刀法に基づく猟銃所持許可更新時等に必要な技能講習の免除措置の期限を約5年4ヵ月間に延長(令和3(2021)年12月3日まで→令和9(2027)年4月15日まで)
 - ② 都道府県による被害防止に関する措置及び同措置に要する費用に対して国が必要な財政上の措置を講ずること
 - ③ 捕獲した鳥獣のペットフード及び皮革等としての利活用の推進
 - ④ 鳥獣の捕獲等について専門的な知識経験を有する者の育成
- のほか、各種規定が整備されました。



Q：実施隊員の優遇措置を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

A： 実施隊員が受けることができる優遇措置については、以下の4つがあります。

① 銃刀法における技能講習の免除

実施隊員が銃刀法における技能講習の免除を受けるには、

- ・ 市町村長が発行する「対象鳥獣捕獲等参加証明書」
- ・ 実施隊員として指名又は任命を受けていることを証明する書類（指名書や任命書等）
- ・ 申請日前3年以内に銃刀法における指示処分を受けたことがなく、かつ受けるべき事由が現にないことを誓約する書面（誓約書等）

の3点が必要です。

これらの書類を技能講習修了証明書の提出時に提出することで、技能講習が免除されます。

② 狩猟税の免除

狩猟税の免除を受けるためには、市町村長が発行する「対象鳥獣捕獲員の証明書」が必要です。都道府県に狩猟者登録を行う際に、この証明書を添えて狩猟者登録の申請を行い、対象鳥獣捕獲員として狩猟者登録を受けることで狩猟税が免除されます。

③ 公務災害の適用

実施隊を設置する市町村は、実施隊員の災害補償について条例で定める必要があり、実施隊員が実施隊の活動中に災害に見舞われた場合は、条例に基づき補償が行われます。

④ ライフル銃の所持許可の特例

通常ライフル銃を所持するには、銃刀法における所持要件を満たす必要がありますが、実施隊員はこの要件のうち「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」にあたり、特例としてライフル銃を所持し得ることがあります。

実施隊員がこの特例によりライフル銃の所持許可を申請する場合は、

- ・ 市町村が作成する「被害防止計画」
- ・ 市町村長が発行する「推薦書」

を各都道府県公安委員会に提出し、所持許可の申請を行ってください。

実際の手続きについては、

- ・ ①、④については、お住まいの都道府県の警察署
- ・ ②、③については、お住まいの市町村

にお問い合わせください。